

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第三号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百七十七条第六号中「都市ガス」を「都市ガス又は液化石油ガス」に改める。

第四百十条を次のように改める。

（落札者の決定の失効）

第四百十条 契約締結権者は、落札者を決定した場合において、当該決定通知後、速やかに契約書案を作成し、落札者に送付しなければならない。

2 前項の契約書案が落札者に到達した日から五日以内（埼玉県の休日を含まない。）例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項に定める埼玉県の休日を含まない。）に当該落札者が契約の締結に応じないときは、前項の決定は効力を失う。

第四百十六条第一項第二号中「三万円」を「十万円」に改める。

第四百五十条中「自治法第二百四十三条の二第一項」を「自治法第二百四十三条の二の二第一項」に改める。

第二百五十条第三号中「自治法第二百三十四条の二第一項」を「自治法第二百四十三条の二の二第一項」に改める。

第五十一条第一項中「自治法第二百四十三条の二第一項」を「自治法第二百四十三条の二の二第一項」に改める。

別表第一中

	報酬	臨時又は非常勤の顧問、参事、嘱託員等に対する報酬

を

」

「

報酬

非常勤の顧問、参与、会計
年度任用職員に対する報酬
」

に改め、

「

賃金

臨時の職員の報酬、賃金
」

と

「

賃金

臨時職員の賃金
」

を削る。

別表第五中「賃金、」を削る。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和二年四月一日から施行する。